

登録事項証明書交付等申請

船舶法施行細則第29 条

(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

登録事項証明書の交付（又は船舶原簿の閲覧）を請求しようとする者

【提出時期】

随時

【申請書様式】

登録事項証明書・船舶原簿謄抄本交付等申請書〔申請書式第12号〕

【添付書類】

なし

【手数料】（船舶法施行細則第51 条）

- ・登録事項証明書の交付

1 通につき：900円

※所定の様式〔申請書式第12号〕に収入印紙を貼付

- ・船舶原簿の閲覧

1 船舶1回につき：450円

※所定の様式〔申請書式第12号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）

又は、運輸支局（海事事務所）